

機関番号：14301
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2009～2010
 課題番号：21730104
 研究課題名（和文） 対話型メディア規制の研究

研究課題名（英文）
 Study on media regulation based on dialogue

研究代表者
 曾我部 真裕 (SOGABE MASAHIRO)
 京都大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号：80362549

研究成果の概要（和文）：

イギリスやドイツの例も参照しつつ、主としてフランスの放送規制機関である視聴覚高等評議会（CSA）の規制活動を研究することにより、対話型規制の実効性の確保のための条件（規制権限の存在など）や弊害防止のための条件（非規制者との距離や透明性など）を分析することができた。また、あわせて、放送分野における共同規制の現状についても明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：

Mainly focused on regulatory activities of the French CSA, the study has shown conditions of effective regulation such as endorsement by sanction power, and those for avoiding side-effects such as distance between actors concerned and transparency. In addition, it has demonstrated recent developments of co-regulation in the broadcasting sector.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：新領域法学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：メディア法、対話型規制、共同規制、独立放送監督機関、表現の自由

1. 研究開始当初の背景

メディアの自由は、表現の自由の一環として従来より憲法学の主要な関心テーマの1つであった。しかし、従来の憲法学的な研究は、抽象的一般的な表現の自由に対して、一定の

要件に基づきハードな制裁（検閲、刑事罰、民事損害賠償・差し止め等）が加えられるような伝統的な形式の規制を想定し、そのような規制に対して憲法学的な統制を検討するというものが中心であった。

しかし、個人の権利利益が侵害された場合における民事訴訟の場合を除けば、このような伝統的な規制手法が用いられることは実際には例外である。むしろ、規制機関は、行政指導のような非公式な手法を利用したり、公式・非公式に自主規制の利用を促したり、あるいは、自主規制と公的規制を組み合わせた共同規制と呼ばれる手法を用いたりしてきた。日本においては、行政指導については行政法学上かなりの研究の蓄積があるが、自主規制や共同規制については、私法分野における若干の研究があるが、公法では行政法総論の分野等でようやく研究が行われるようになりつつあるにすぎず、公私協働全般についても近年ようやく研究が盛んになりつつあるところだが、メディア法の分野においては、実務上の批判や提言はともかくとして、理論的に立ち入った先行業績はほとんど見当たらない。また、このような対話的規制手法を行使する規制の主体については、通信・放送分野を中心として、一般の省庁ではなく、独立行政委員会を設立してこれらの分野を管轄されることが一般的になっている。日本の憲法学では、独立行政委員会設置の合憲性などについては従来より盛んに論じられてきたが、メディアを管轄する独立行政委員会のあり方や組織原理については、概説的な紹介文献は散見されるものの、立ち入った研究は存在しないように思われる。

しかし、これらの規制主体による新しい規制手法の核心は、被規制者との協力・対話に基づく規制である点にあり、上記に挙げたような諸研究は、一部を除き、この点がもたらす法治国家や民主主義との関係での意義や

問題点とが意識されているとはいえない（特に、メディア法に焦点を当てた研究は皆無に近い）。これに対して、こうした規制手法や規制主体の変化に対する政策や法学説の意識的な対応が見られる法域として、ヨーロッパ法及びヨーロッパ各国法が挙げられる。しかし、日本においてもこのような変化への対応の必要性は変わらない。まず、規制手法の変化については、ますます複雑化し、変化するメディアの世界においては、伝統的な要件・効果に基づく規制が適合的でないことは明らかである。そこで、上述のように実際には各国で自主規制や共同規制という形で、被規制者との対話を取り込んだオルタナティブな規制手法が用いられているのであるが、これは規制の正統性や被規制者の権利利益の侵害、あるいは逆に被規制者の利益を過度に考慮したために公共的価値が損なわれる危険といった問題点が指摘されている。ヨーロッパではこの点を考慮し、オルタナティブな対話型規制手法に対する法的統制のあり方の研究が進められている。

また、メディア規制においては、自由化・競争の促進による消費者利益の増進ということが各国共通のテーマとなっているが、他方において、単なる自由化によっては確保できない公共的な価値が存在するのであり、メディア規制は、消費者の利益の増進と同時に、市民の利益の確保という課題を負っているはずである。日本でのメディア法制改革論議では後者の側面が見落とされがちであるが、ヨーロッパではこの両者の重要性が認識されており、そのために独立行政委員会に規制を委ねることがスタンダードとなっている。

2. 研究の目的

以上のように、新しい規制手法や規制主体のあり方に関してヨーロッパで提起されている課題は、日本にも等しく妥当するのであり、これらの課題の検討は今後重要なテーマとなると考えられ、本研究を行おうとする次第である。

3. 研究の方法

本研究においては、まず、前提として、ヨーロッパにおけるメディア規制の新しい手法や規制主体の発展の経緯と現状を実証的に明らかにする。とはいえ、時間的制約があることから、規制手法に関しては、自主規制や共同規制に関する実践や研究の蓄積のある国として、イギリス及びドイツ、特に前者に注目してその実態を明らかにしたい。他方、規制主体に関しては、イギリスのオフコム（Ofcom）やフランスの視聴覚高等評議会（CSA）、特に日本の既存の独立行政委員会と親和的な構造を持つ後者に注目してその活動実態を明らかにしたい。これらについては、各論的な紹介文献は散見されるが、活動実態にまで踏み込んだ研究はほとんど見られないところである。

こうした観点から、本研究においては現地の行政機関や研究者における聞き取り調査を行うこととした。

とりわけ、フランス CSA の訪問や、英国の言論の自由法の権威であるエリック・バレント教授、さらには EU 全体の表現の自由法に

通じるロラン・ペシエ教授への聞き取り調査は大変有益であった。さらに、2009年3月及び2010年3月に行った現地文献調査も、本研究について示唆を与えるものであった。

こうした調査からの実証研究観点を踏まえ、憲法学の観点から理論的な検討を行った。主として独立行政委員会が用いる新しい規制手法を支える理論的背景、法治国家・民主主義原理との関係、被規制者の権利保護のあり方といった点が論点となる。

4. 研究成果

本研究期間においては、英独の経験や議論を参照しつつも、主としてフランス CSA の規制活動を分析することができた。それによれば、CSA は非規制者との対話を重視した規制活動を行っているが、その背後には規制権限があること、対話型規制の弊害を防止するため、非規制者との距離や透明性を確保する仕組みが見られること、最近では非規制者との対話による規制だけではなく、関係省庁等多くの関係者が関与する共同規制の仕組みも行われていることなどが明らかとなった。

こうした成果を参照することにより、自主規制を原則とするといわれる日本の放送法の規制枠組みの特徴と課題の分析を進めることができると思われる。その萌芽的な分析はすでに公表した「マスメディア集中排除原則の議論のあり方」という論考中で言及した。そこでは、仮説的に日本の放送法の原理は規制された自主規制でありながら、その遵守についても自主的なものに委ねられている点において独特なものがある戸の示唆を行っ

たが、今後、この点を日本の放送法の歴史に照らして詳述する試みを行う予定である。

該当者なし

(3) 連携研究者
該当者なし

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 曾我部真裕 「フランスにおける放送の自由と対話型規制」日仏法学 26号掲載予定、査読なし

② 曾我部真裕 「マスメディア集中排除原則の議論のあり方」法律時報 83巻2号 (2011年) 94-96頁、査読なし

[学会発表] (計2件)

① 曾我部真裕 「フランスにおける放送の対話型規制について」総務省情報通信法学研究会 (2011年1月20日・東京都千代田区・総務省)

② 曾我部真裕 「放送の自由と対話型規制」日仏法学会 (2010年2月20日・東京都文京区・東京大学)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

曾我部 真裕 (SOGABE MASAHIRO)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80362549

(2) 研究分担者